受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提	Ē	出	者	送 付委員会名
3 年第26号	3. 11. 22	「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の改正を国へ求める意見書の提出に関する要望 私たちは、1992年より精神医療・精神医学の領域に於ける人権侵害や不当な治療あるいは不正行為などを調査し、これらを広く周知し、真のメンタルヘルスの実現をするための活動を行っている。 障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社	支部長外1名			日本支部	保健福祉医療
		会参加にとって虐待を防止することは極めて重要である。障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見や虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等を目的として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が制定されている。しかしながら、この法律では虐待発見時の都道府県への通報義務が、①養護者、②障害者福祉施設、③使用者には課せられている一方、医療機関内での虐待については、発見者等による行政機関への通報義務が対象外となっている。 共同通信の令和2年8月31日付記事によれば、厚生労働省は判明しているだけで過去5年間で精神科病院内では72件もの虐待事案が発生しており、それらの半数以上は病院側からの自主的な通報ではなかったと報じられている。					
		医療機関とりわけ精神科病院内でのわいせつ行為や暴行事件などが次々と報道されている。これらは報道されたものだけであり、実際のところは氷山の一角ともいわれている。 精神科病院のように特に閉鎖性や密室性が高い環境に於いては身体的・精神的に弱い立場の障害者が院内で虐待に遭った場合、外から見えない場所での虐待に声を上げられず、また障害者の家族の方も閉鎖的な病院内で起こっていることに気付きにくく、泣き寝入りをせざるを得ない状況にある。 このような障害者自身の心身の悪化を更に招くような障害者に対する差別や人権侵害を根絶させていく為には、障害者福祉施設などと同様に、医療機関においても虐待発見時の行政機関への通報義務が必要であると考える。そこで以下の通り要望をするものである。					
		一					

地方自治法第 99 条に基づき、茨城県議会に於いて、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に虐待発見時の行政への通報義務対象に「医療機関」における障害者虐待を加える旨の意見書を決議すること。	